

## 千葉県防災行政無線屋外放送設備の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内自治会、避難所運営委員会、自主防災組織等（以下「町内自治会等」という。）が防災行政無線屋外放送設備を使用し、防災及び防犯に関する緊急性の高い情報等を放送することに関し、その訓練等も含め必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び設備)

第2条 屋外放送設備を使用できる者は、町内自治会等に属する者であり、使用可能な設備は、当該組織の属する地域に最も近い屋外放送設備1か所のみとする。

(設備の使用申請、鍵の管理、使用廃止)

第3条 屋外放送設備を使用するためには、別表1「防災行政無線屋外放送設備使用フロー」のとおり手続きを行うこと。

(使用許可申請)

第4条 屋外放送設備の使用の許可を受けようとする町内自治会等は、防災行政無線屋外放送設備使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）により、市長に提出するものとする。

(使用許可)

第5条 市長は、屋外放送設備の使用の許可を決定したときは、町内自治会等に使用許可申請書の写しとともに、鍵を貸与する。

(鍵の管理)

第6条 使用許可申請書にて届け出た鍵の管理者は、その責任において、鍵の紛失及び破損をしないよう、細心の注意を払って管理するとともに、鍵の複製を行ってはならない。

(管理台帳)

第7条 区役所地域づくり支援課は、申請者等を別表2「防災行政無線屋外放送設備使用状況管理台帳」で管理するものとする。

(鍵の管理者の変更)

第8条 鍵の管理者に変更が生じた場合、防災行政無線屋外放送設備鍵管理者変更届（様式第3号）により速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の停止)

第9条 市長は、町内自治会等が屋外放送設備の使用について、本要綱に違反することが認められた場合は、当該町内自治会等に対して鍵の返納を命じることができる。

(使用許可の廃止)

第10条 放送設備の使用が不要となった場合は、町内自治会等は速やかに、防災行政無線屋外放送設備使用許可廃止届（様式第4号）を市長に提出するとともに、鍵を返却するものとする。

（放送可能事項）

第11条 放送可能な条件は、次に掲げる事項に限られるものとする。

- （1）災害時等において、緊急に放送を要する防災又は防犯等に関する事項
- （2）町内自治会等が主催し、対象地域内において実施する防災又は防犯の訓練等に関する事項
- （3）町内自治会等が主催し、対象地域内における行事の中止に係る事項（緊急に対象地域内への周知を行う必要があり、他の方法により周知を行うことが困難である場合に限る。）
- （4）その他市長が特に必要と認める事項

（放送可能な時間）

第12条 放送時間は、緊急時を除き原則として午前8時から午後5時までとする。

なお、緊急時を除き、学校で授業が行われている時間や、午前7時、正午、午後5時の市の定時放送時間を避けて放送すること。

（事前連絡）

第13条 訓練等で放送設備を使用する場合、予め施設管理者の了解を得たうえで、町内自治会等は放送日の2週間前までに、防災行政無線屋外放送設備放送内容連絡票（様式第2号。以下「放送内容連絡票」という。）を市長に提出するとともに、周辺住民に訓練放送を行う旨、通知文を回覧する等して、周知を図ること。

- （2）放送内容を変更又は放送を延期する場合は、その都度放送内容連絡票を市長に提出するものとする。
- （3）放送を中止する場合は、区役所地域づくり支援課に電話連絡するものとする。

（放送方法）

第14条 放送は、マニュアルを遵守しなければならない。

なお、マニュアルに疑義が生じた場合は、区役所地域づくり支援課経由で防災対策課に連絡すること。

（放送にあたっての注意事項）

第15条 町内自治会等は次に掲げる事項に留意して放送を行うものとする。

- （1）開始にあつては、必ず「こちらは〇〇自治会です」等、当該町内自治会等による放送であることを明確にし、放送に伴う問い合わせ等には、万全の対応を期すものとする。
- （2）誤操作によりサイレン等が吹鳴されてしまった場合は、速やかに訂正の放送を行うとともに、区役所地域づくり支援課に連絡すること。
- （3）放送中に、市又は全国瞬時警報システム（Jアラート）からの無線放送が入っ

た場合は、放送が中断されるため、中断された場合は、無線放送の終了後、再度放送を行うこととする。

(4) 学校等の施設に設置された屋外放送設備を使用する場合は、町内自治会等は予め施設管理者の許可を得ておき、放送時は授業や試験等の妨げとならないよう、十分配慮するものとする。

(5) 屋外放送設備は細心の注意を払って管理するものとし、放送設備の使用が原因となった故障については、使用した者の責において原状回復させることとする。

(緊急放送の事後報告)

第16条 町内自治会等は、緊急で放送を行った場合、放送後速やかに放送内容連絡票により市長に提出しなければならない。

(苦情への対応)

第17条 町内自治会等の放送に起因する周辺住民からの苦情等に対しては、使用した者の責において、対応するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第18条 本要綱で扱う個人情報は、千葉市個人情報保護条例に則り取り扱うこととし、本要綱以外での使用を禁ずる。

(その他)

第19条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。